

食品表示法保健事項に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という）の施行に
関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(職員の身分を示す証明書)

第2条 法第8条第4項の証明書の様式は、別記様式による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

(表)

第 号	この証票を携帯する者は、食品表示法第8条第1項の規定による立入検査及び質問を行う職員であることを証明する。
身分証明書	発行 令和〇年〇月〇日
写真	大阪市長
所属 大阪市 健康局 大阪市保健所	
氏名 ○○ ○○	
〇年〇月〇日生	

(裏)

食品表示法（抜粋） (立入検査等) 第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。 2・3 (略) 4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 6 第1項の規定による収去は、食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。 7~9 (略)	(権限の委任等) 第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。 2・4 (略) 5 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 1 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 2 (略)
---	--

備考 様式の大きさは、日本産業規格B8とすること。